

平成 30 年度水源地域の魅力を発信する動画制作業務委託仕様書

この仕様書は、水源地域の魅力を発信する動画制作業務の内容を示すものであり、この仕様書に定める事項について、受託者は確実に履行しなければならない。

1 業務名

平成 30 年度水源地域の魅力を発信する動画制作業務

2 目的

神奈川県では、「やまなみ五湖 水源地域交流の里づくり計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」を策定し、水源地域の活性化と水源環境の理解促進に取り組んでいる。

当計画においては、水源地域に存在する自然や文化などの資源や、水源地域でしか経験できないライフスタイルを「地域の宝」ととらえ、この貴重な財産を都市地域住民に紹介し、水源地域の魅力の発信を行うこととしている。

そこで、水源地域交流の里づくり推進協議会（別紙 1 を参照）では、水源地域の魅力を発信する手法として動画の制作に取り組んでおり、平成 28 年度は丹沢湖周辺地域、平成 29 年度は津久井湖周辺地域、宮ヶ瀬湖周辺地域にそれぞれスポットをあて、水源地域ならではのライフスタイルを持つ人々や、魅力的な自然・名所に着目し、それらの一部を紹介する動画を制作した。

平成 30 年度は、やまなみ五湖地域のさらなる魅力の発信を行うため、相模湖周辺地域、奥相模湖周辺地域にそれぞれスポットをあてた動画を制作し、水源地域への来訪者の増加や、都市地域との交流の促進を図ることとする。

3 契約期間

契約締結日から平成 31 年 1 月 31 日（木）まで

4 業務内容

(1) 内容 計 6 本

ア 相模湖周辺地域（相模原市緑区）

（ア） 3 分～5 分程度の動画 1 本

（イ） 15 秒の動画（デジタルサイネージ放映用、SNS 投稿用）各 1 本

イ 奥相模湖周辺地域（相模原市緑区）

（ア） 3 分～5 分程度の動画 1 本

（イ） 15 秒の動画（デジタルサイネージ放映用、SNS 投稿用）各 1 本

(2) 留意事項

ア 各地域において、水源地域ならではのライフスタイルを持つ人々へのイン

- タビューや、魅力的な自然・名所等（ダム及びダム周辺のスポットを含めること）を取り上げた動画を制作すること。
- イ インタビューについては、各地域において最低1人は実施すること。インタビュー対象者への謝礼が生じる場合は、本件委託料の範囲内で支出すること。
- ウ ダムについては、空撮その他の方法により、全体を撮影すること。
- エ 撮影にあたっては、水の恵みや自然の豊かさが感じられる雰囲気を重視し、都市地域にはない魅力の発信に努めること。
- オ 15秒の動画については、SNSに掲載して広報することを考慮したインパクトのある内容にすること。
- カ 各動画においては、地域ごとの違いが表れる内容にすることとし、各地域の風景等を撮影した映像を最低一度は含めること。
- キ 各地域で撮影する素材（インタビューの対象者や自然・名所等）については、発注者と協議を行い、内容を決定すること。
- ク 各動画（「4 業務内容（1）内容」に記載）については、一般的な家庭用プレイヤー及びDVDドライブ付きパーソナルコンピュータで再生及び複製することができる規格及びYoutubeに掲載できる規格でそれぞれ制作すること。また、ホームページ「神奈川やまなみ五湖 navi」に掲載することを考慮した色味にすること。
- ケ 15秒の動画（デジタルサイネージ放映用、SNS投稿用）については、内容は同一でよいが、それぞれ駅構内等のデジタルサイネージで放映可能な規格及びYoutube及びTwitterやFacebook等のSNSに掲載できる規格にすること。
- コ カメラマン、撮影機材、照明機材等の撮影に必要な備品は全て受注者が用意し、撮影時には必要な演出を行うこと。
- サ 撮影は動画を基本とするが、適宜静止画を混ぜることも妨げない。
- シ 撮影した動画・静止画を用いて編集作業を行うこと。なお、提出期限までに撮影が困難な素材がある場合等には、受注者が既に保有する動画・静止画や受注者が撮影したもの以外に手配できる動画・静止画を活用することは妨げない。
- ス 編集にあたっては、映像に合わせたテロップやナレーション、音楽、効果音等をつけることで訴求力を高めるとともに、誰にでも見やすく・分かりやすくなるようにすること。
- セ 制作段階における各映像の確認は、原則1回とするが、発注者が必要と判断した場合は確認回数を増やす場合がある。また、確認の結果、修正の必要が生じた場合、発注者は修正もしくは再制作を命ずることができる。

(3) 撮影素材例

相模湖周辺地域 (相模原市緑区)	<ul style="list-style-type: none">・相模湖及び相模ダム・神奈川県立相模湖公園、相模湖交流センター・小原宿本陣・陣馬山、石老山ハイキングコース・藤野観光案内所ふじのね
奥相模湖周辺地域 (相模原市緑区)	<ul style="list-style-type: none">・奥相模湖及び道志ダム・緑の休暇村センター、いやしの湯・道志川周辺のキャンプ場・諏訪神社・エビラ沢の滝

5 スケジュール (想定)

平成 30 年 8 月～11 月	企画立案、撮影、編集
平成 30 年 11 月中旬	映像の確認 (「4 業務内容 (2) 留意事項 セ」に記載)
平成 30 年 12 月下旬	成果物の納品

6 映像の確認

受注者は、以下に記載する提出物を提出期限までに提出すること。

(1) 提出物

DVD…「4 業務内容 (1) 内容」に記載する計 6 本の動画につき各 1 枚

・一般的な家庭用プレイヤー及びDVDドライブ付きパーソナルコンピュータで再生及び複製することができる規格の動画を書き込んだもの

(2) 提出期限

平成 30 年 11 月中旬 (詳細は発注者と調整)

(3) 提出場所

神奈川県庁本庁舎 5 階 政策局政策部土地水資源対策課

7 成果物の提出

受注者は、以下に記載する成果物を提出期限までに提出すること。

(1) 成果物

ア 映像

DVD…「4 業務内容（1）内容」に記載する計6本の動画につき各4枚

一般的な家庭用プレイヤー及びDVDドライブ付きパーソナルコンピュータで再生及び複製することができる規格の動画を書き込んだもの	動画1本につき 2枚	計12枚
Youtube 及び Twitter や Facebook 等の SNS に掲載できる規格の動画を書き込んだもの	動画1本につき 2枚	計12枚

イ 業務報告書

- ・データ…CD-ROM等2枚（Microsoft office Word 又は Microsoft office Excel 形式等）
- ・印刷物…3部

ウ 留意事項

映像を収録したDVDの納品数については、事前に発注者と協議し、増減させることも可とする。

(2) 提出期限

平成30年12月下旬（詳細は発注者と調整）

(3) 提出場所

神奈川県庁本庁舎5階 政策局政策部土地水資源対策課

8 特記事項

(1) 著作権

ア 制作業務に係るすべての成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）は発注者に帰属する。

イ 成果物は、発注者が運営するホームページや制作する印刷物等に自由に使用できるものとする。

ウ 第三者の著作権その他の諸権利を侵害することがないように十分留意するとともに、二次利用についても可能とすること。また、これらが起因として生じた紛争等の責任は受注者が負うこと。

(2) 情報セキュリティ

ア 成果物の提出時及び打合せ等の際に発注者に提供するデータや記録媒体については、必ずウイルスチェックを行うこと。

イ その他、情報セキュリティの確保については、発注者の指示に従うこと。

9 その他

- (1) 業務を適切かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に連絡をとり、適宜打合せを実施し、業務の方針等について、十分な調整を図ること。
- (2) 業務の実施にあたり、この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合等は、事前に発注者と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 受注者は、発注者から資料等の貸与を受けた場合は、その取扱いに十分注意を払い、紛失、汚損のないように努めるとともに、本業務以外にそれを使用しないこと。なお、業務完了後は発注者の指示に従い、速やかに返却又は破棄すること。
- (4) 受注者は、動画制作にあたり、公平性、人権の尊重、事実の正確な報道等に配慮するほか、特定の政党・政治団体、宗教団体、営利団体等の利益とならないよう配慮すること。
- (5) 業務実施の際は、安全を期し、事故等の損害賠償責任は受注者が負うこと。
- (6) 成果物検収後、1年以内に受注者の瑕疵が発見された場合には、受注者は無償で追加・修正等必要な措置を講ずること。
- (7) 業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙2に掲げる事項を遵守すること。